

(未定稿)

インボイス説明資料

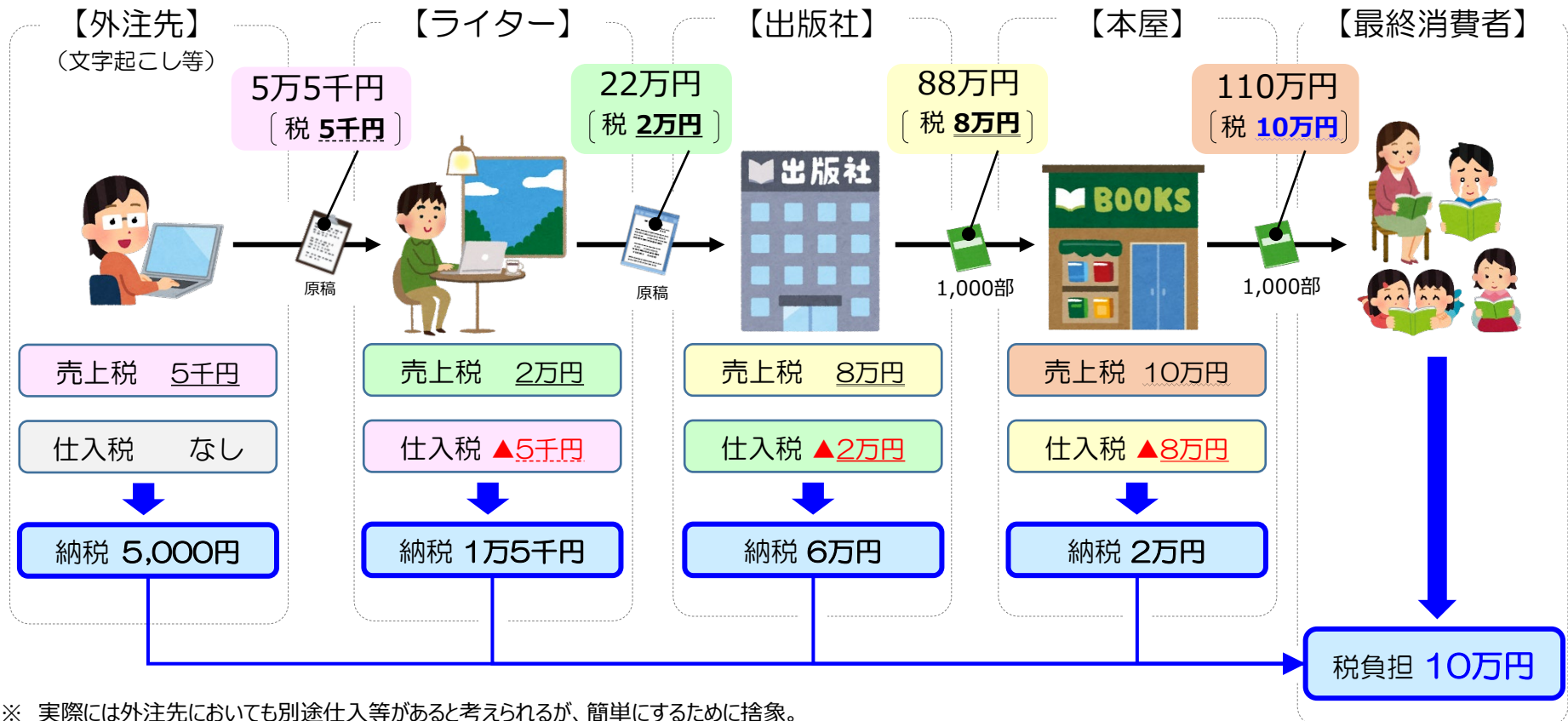
令和4年12月

財務省主税局税制第二課

消費税の仕組み（出版物の例）

- 消費税は、【事業者】ではなく【最終消費者】による負担を予定している税
- 消費者としてではなく、【事業者】（フリーランスを含む）として消費税をとらえる必要
- 原則として、最終消費者が負担した消費税と各事業者が納税した金額は一致する
⇒ 消費税は【消費者】が負担するものを、【各事業者】が分担して納税する仕組み
- 仮に「消費税を受け取っていない」との認識であっても内税になっていると考えられるので留意が必要

【イメージ】



※ 実際には外注先においても別途仕入等と考えられるが、簡単にするために捨象。
また、事業者の納税額はあくまで売上税額から仕入税額を差し引きした結果であり、マイナスになれば申告により還付を受けることとなる。

消費税の税額計算と仕入税額控除について

○消費税の税額計算

$$\text{売上税額} - \text{仕入税額} = \text{納税額}$$

→ 「**仕入税額控除**」



○仕入税額控除の要件

現行制度

～2019年9月 （請求書等保存方式）	2019年10月～2023年9月 （区分記載請求書等保存方式）	2023年10月～ （インボイス制度）
仕入れの事実を記載した 帳簿の保存	一定の記載事項が追加された仕入れの事実を記載した帳簿の保存	一定の記載事項が追加された仕入れの事実を記載した帳簿の保存
請求書等の客観的な証拠書類の保存	一定の記載事項が追加された請求書等（区分記載請求書等）の客観的な証拠書類の保存	適格請求書（インボイス）の保存

請求書のインボイス対応のイメージ

インボイスの記載事項（赤字は現行の請求書からの変更点）

- | | |
|--|---------------|
| ① 請求書発行者の氏名又は名称 | ⑦ 登録番号 |
| ② 取引年月日 | ⑧ 適用税率 |
| ③ 課税資産の譲渡等の内容（取引の内容） | ⑨ 消費税額 |
| ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税込 又は税抜 ） | |
| ⑤ 軽減税率の対象品目である旨
（10%対象取引のみであれば税額欄の区分不要） | |
| ⑥ 請求書受領者の氏名又は名称 | |

サンプル

渉外業務（2020年5月分）

請求書

屋号でも可

⑥ 一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会

下記の通りご請求申し上げます。

小計	⑨ 消費税	源泉徴収税	合計金額
10,000円	1,000円	0円	④ 11,000円

支払期日

振込先口座 *****銀行 普通*****
エヌイチマーケティング ゴトウジュンコ

請求日 : ② 2020年6月8日

請求番号 : 32

① n1marketing
後藤 潤子

⑦登録番号、⑧適用税率の記載がないため、追加が必要となる。

③ 2020年5月渉外業務

品目	数量	単価	金額
2020年5月渉外業務	10時間	1,000	10,000

備考欄

例えば、

- ・ ⑦登録番号について、発行者の名称下段に記載する
- ・ ⑧適用税率について、「5月渉外業務（10%対象）」と追記や備考欄に品目内容は10%対象である旨を表記する

といったことが考えられる。
いずれにしても、記載事項をどのスペースに記載するかは事業者の任意である。

（注） なお、現在において、受注者側が自身で請求書等を作成せず、発注側が支払明細書等を作成している場合には、必ずしも受注者側が請求書等を作成する必要はない（次頁「支払通知書によるインボイス対応のイメージ」を参照）。

支払通知書によるインボイス対応のイメージ

- インボイス制度においても、発注者（買い手）側が作成したものでも一定の事項が記載されたものであれば、発注者（買い手）側はそれを保存すれば控除の適用が可能。
- したがって、受注者（売り手・フリーランス）が、現在「請求書」を作成していない場合、インボイス制度導入後もこれまでと同様に、請求書を発注者側は作成させる必要がない。
- ただし、その場合であっても、記載される登録番号は受注者（売り手・フリーランス）側のものが必要となる点には留意が必要。

【対応例】

受注者（売り手・フリーランス）

発注者（買い手）



確認をお願いします。



発注者が作成して
確認を受けている



保存することにより
仕入税額控除可能！

受注者（売り手）の
登録番号を記載



の登録番号
が必要なのか！



支払通知書
「4月分」

〇年〇月〇日

売り手
●●（株）御中
登録番号：T123456...

買い手
（株）△△

※送付後一定期間内に連絡がない場合確認済とします

支払金額合計 55,000円

月	日	取引	支払金額（税抜）
4	1	原稿料	50,000円
合計		仕入額	消費税額等
10%対象		50,000円	5,000円

受注者（売り手）の
確認を受けたことを
示す文言

簡易課税制度の仕組み

- 簡易課税制度は、消費税の申告に際して売上税額のみから計算が可能であり、仕入れに関する請求書（インボイス）や帳簿の保存が不要という点において、事務負担の軽減を図ることが可能。
- 適用を受けるためには、基準期間の課税売上高が5,000万円以下であり、かつ、原則として課税期間開始前の届出が必要※となる。

※簡易課税制度を選択した事業者は、2年間以上継続した後でなければ、選択をやめることはできない。

<納税額の計算イメージ>

売上の消費税額 - 仕入の消費税額 = 納付税額

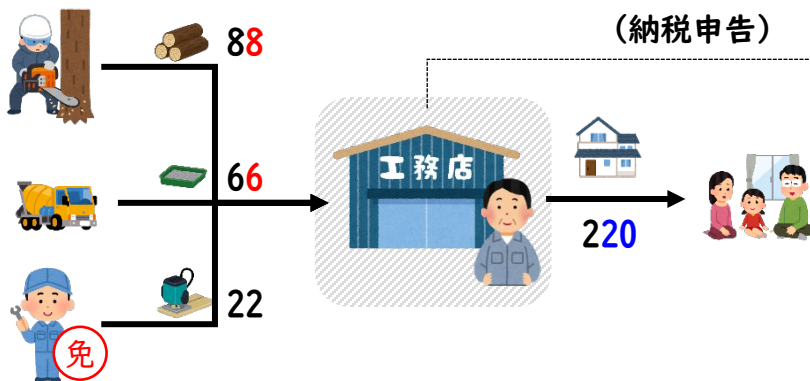
売上の消費税額 × **みなし仕入率**

(みなし仕入率)

第一種 (卸売業)	第二種 (小売業等)	第三種 (製造業等)
90%	80%	70%
第四種 (飲食店業等)	第五種 (サービス業等)	第六種 (不動産業)
60%	50%	40%

例：建設業の場合 ～経過措置（80・50%控除）期間後～

（金額は税込・適用税率10%・**免**は免税事業者）



【一般課税の場合】

売上の消費税額 - 仕入の消費税額 = 納付税額
20 - **8 + 6 + 0** = **6**

仕入税額の実額計算が必要であり、免税事業者からの仕入れは控除不可

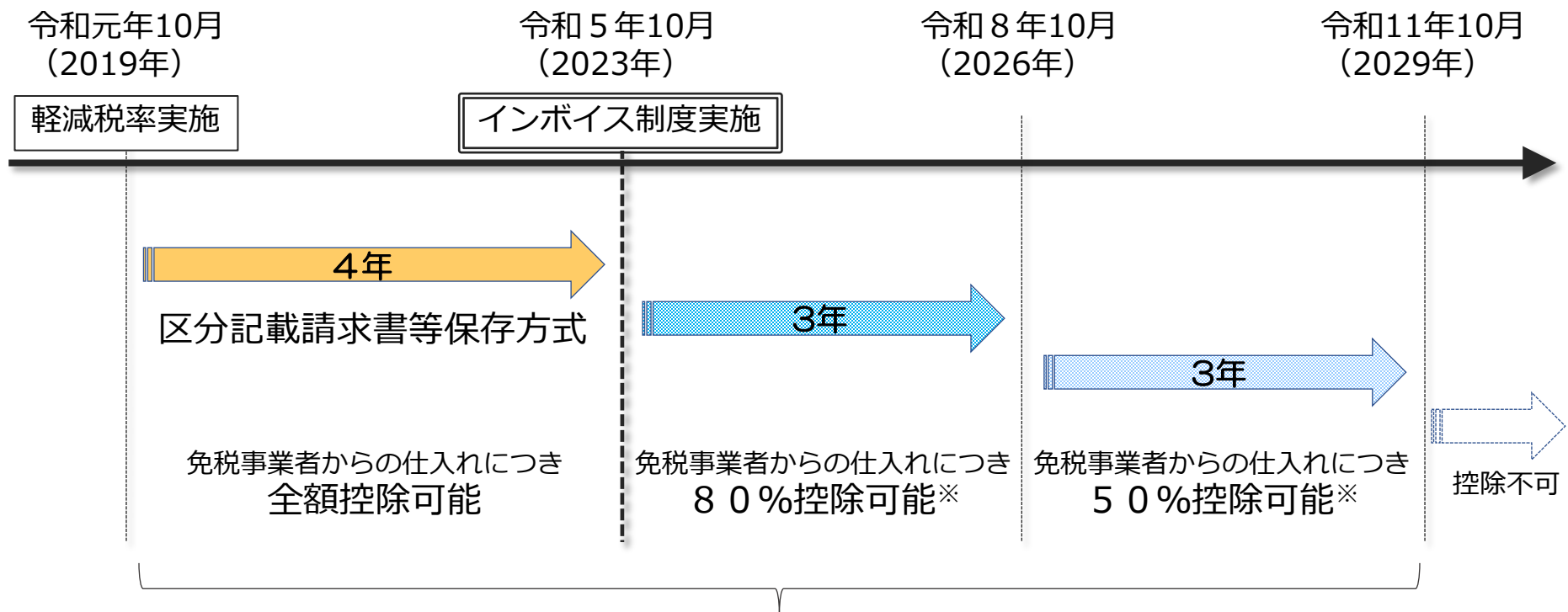
【簡易課税の場合】

売上の消費税額 - 仕入の消費税額 = 納付税額
20 - **20 × 70% = 14** = **6**

仕入先のステータスに関わらず、売上税額のみから計算が可能

インボイス制度への円滑な移行のための経過措置について

- インボイス制度への円滑な移行のため、免税事業者や消費者などの適格請求書発行事業者以外から行った課税仕入れについて、制度実施後3年間は仕入税額相当額の80%を、その後の3年間は仕入税額相当額の50%を控除可能。



インボイス制度への円滑な移行のため、10年間の経過措置期間を設けている
(免税事業者はこの間に、課税事業者への転換の要否を見極めながら対応を検討)

※ 仕入税額控除の適用にあたっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存と本経過措置の適用を受ける旨（8割控除・5割控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要

2 割特例

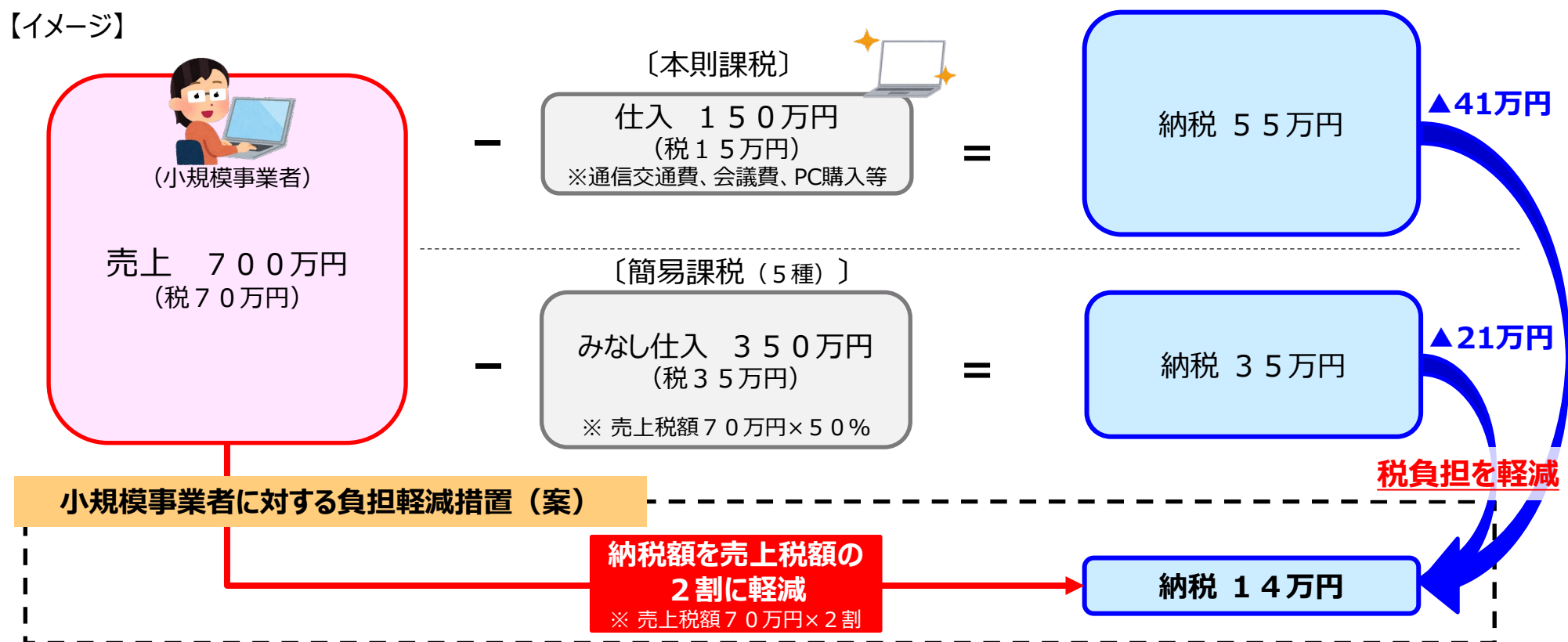
小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置（案）

○ 免税事業者がインボイス発行事業者を選択した場合の負担軽減を図るため、納税額を売上税額の2割に軽減する激変緩和措置を3年間講ずることとする。

○ これにより、業種にかかわらず、売上・収入を把握するだけで消費税の申告が可能となることから、簡易課税に比しても、事務負担も大幅に軽減されることとなる。

※ 免税事業者がインボイス発行事業者となったこと等により事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる者を対象とし、インボイス制度の開始から令和8年9月30日の属する課税期間まで適用できることとする。

【イメージ】



※ 負担軽減措置の適用に当たっては、事前の届出を求めず、申告時に選択適用できることとする。

2割特例を適用した場合の負担軽減の内容（フリーランス（サービス業）の場合）

○ 簡易課税による簡便さに加え、

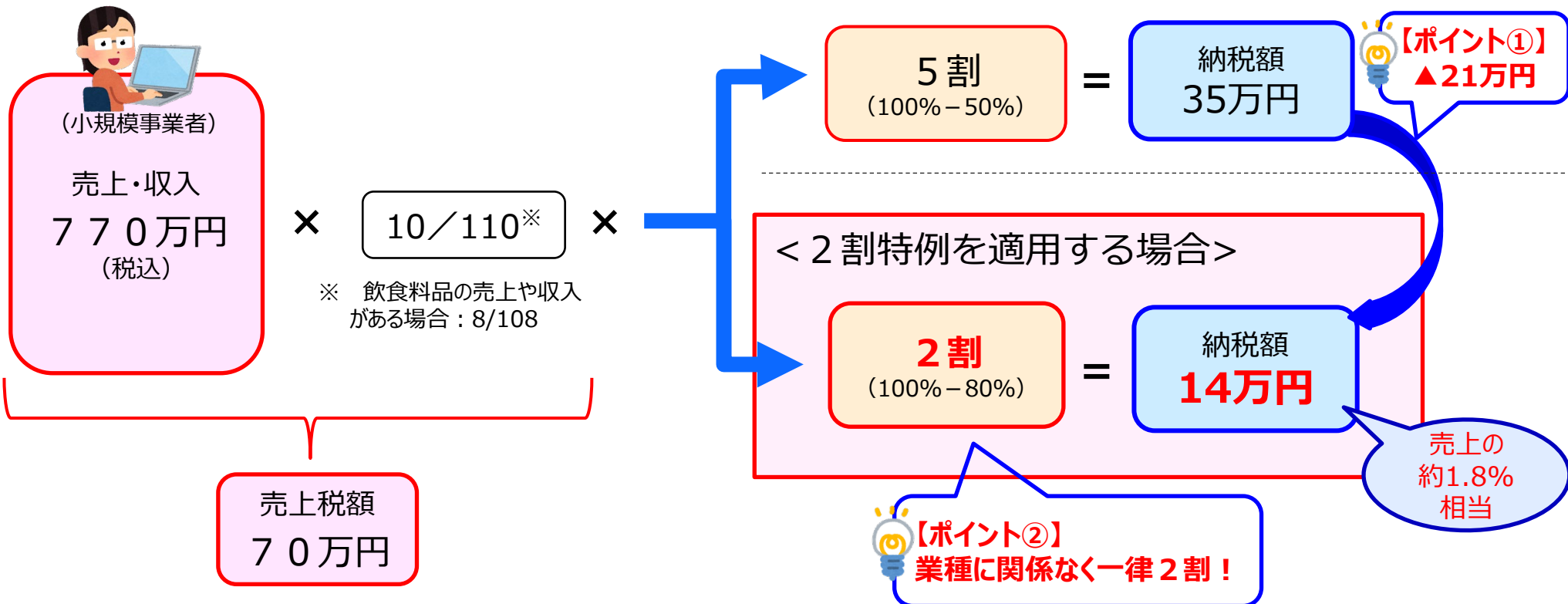
【ポイント①】 税負担が軽減される

【ポイント②】 業種を把握※することや、支払を管理する必要がなくなる

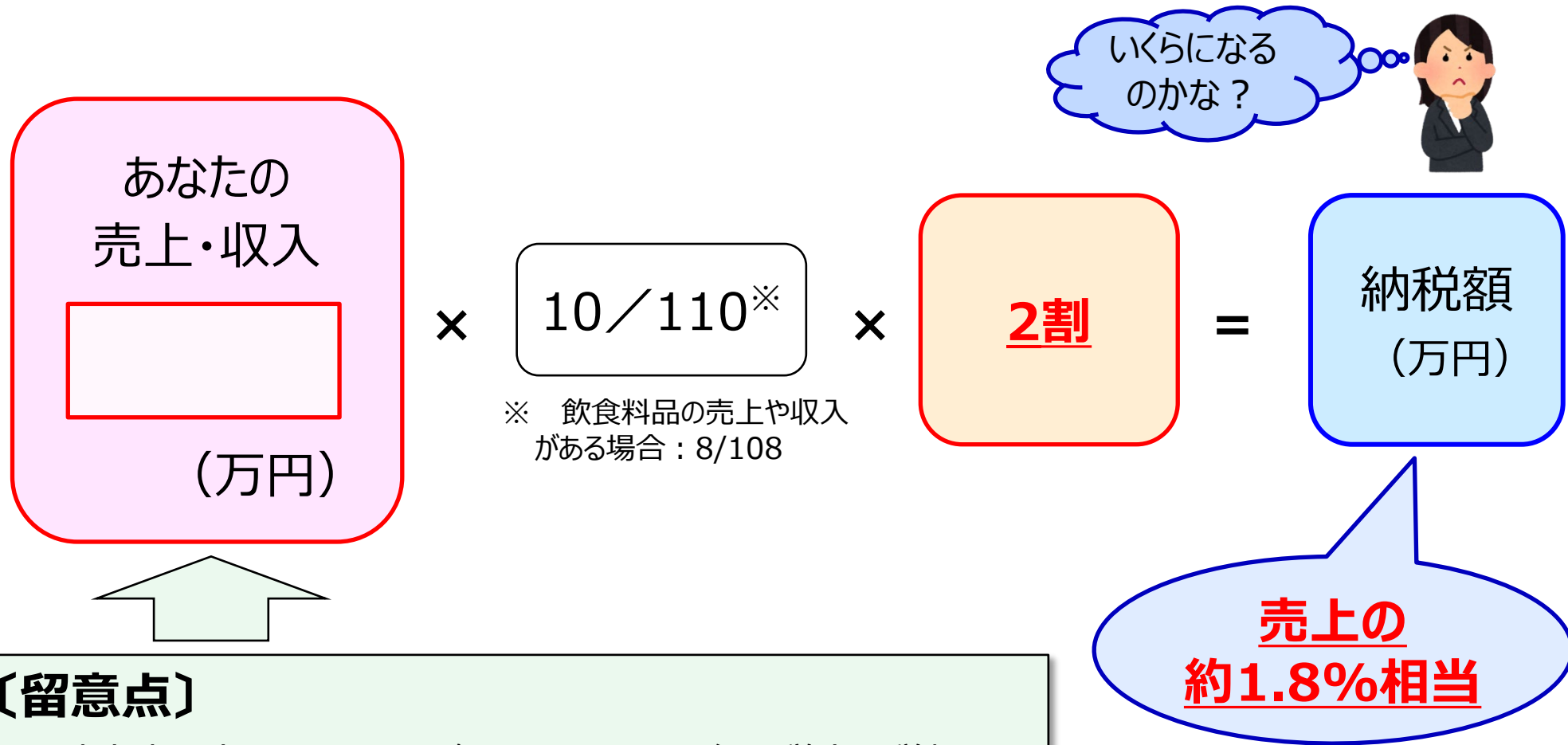
※ 2割特例は業種を把握する必要はないが、簡易課税は、業種（1～6種）を判断・把握し区分する必要がある。

【2割特例と簡易課税との比較】

<簡易課税（サービス業：50%）を適用する場合>



2割特例を使った実際のシミュレーション



〔留意点〕

- 請求書や支払いを受ける際に受け取った明細に税率や税額の記載があるものを集計（給与収入を除く必要）
- このほか、事業用の不用品（パソコンなど）の売却収入なども含まれる
- 飲食料品の売上や収入がある場合は、税率ごとに区分する必要



業種区分が不要

申告時に選択適用が可能

事前の届出が不要

納税額を簡単に算出でき、価格交渉する際の金額の程度がより明確になる

売上税額のみから計算が可能

仕入れ・経費に係る帳簿やインボイスの保存・管理が不要

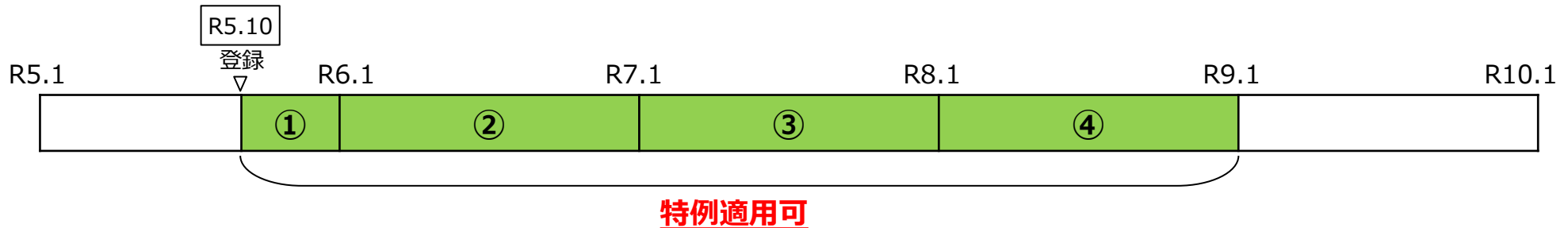
2割特例のメリット

簡易課税のメリット

2 割特例の適用対象期間と留意点

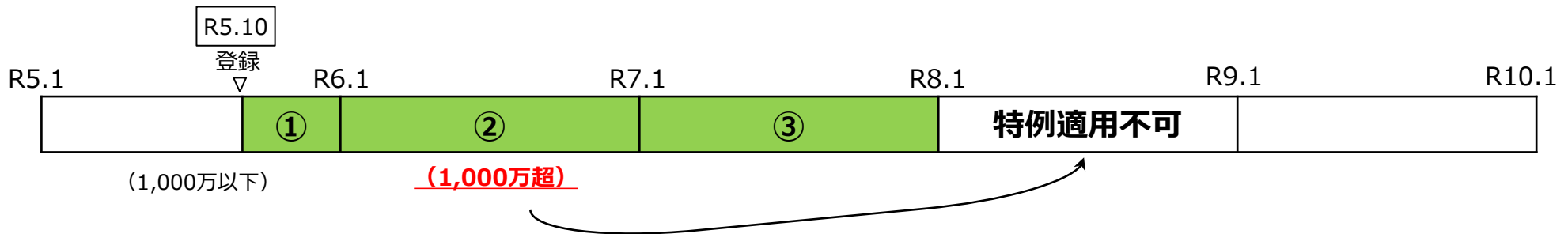
① 適用対象期間

- 個人事業者は、**令和 5 年10～12月の申告から令和 8 年分の申告**までの **4 回分の申告**において適用が可能。



② 留意点

- ただし、2 年前の課税売上高が 1 千万を超える課税期間（年）がある場合、その課税期間は、適用対象外。



登録制度の見直し と手続の柔軟化（案）

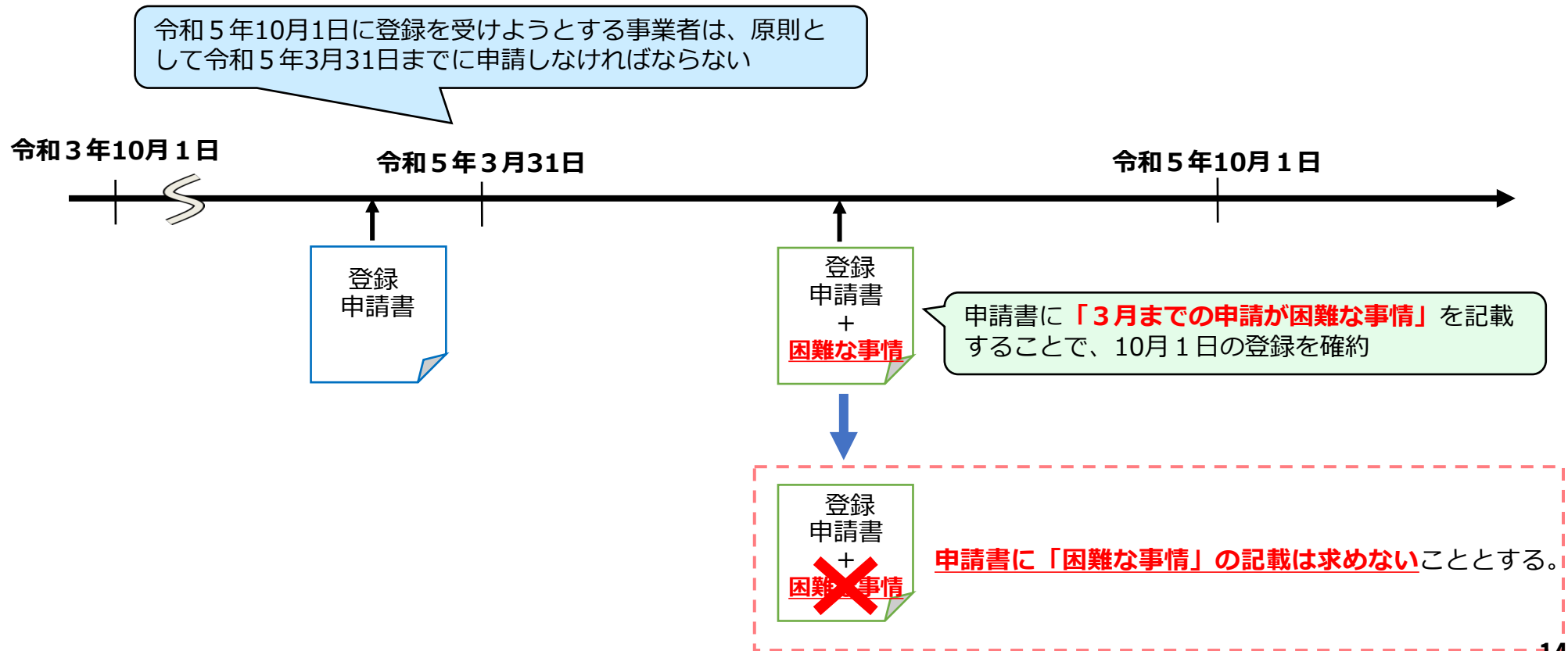
登録申請手続の柔軟化（案）

（現行）

- インボイス制度が開始される令和 5 年 1 0 月 1 日から登録を受けるためには、原則として令和 5 年 3 月末までに申請書を提出しなければならないが、4 月以降であっても申請書に 3 月末までの申請が「困難な事情」を記載することで、1 0 月 1 日に登録したものと同みなす措置が設けられている。

（対応案）

- 事業者の準備状況にバラつきがあることや、今般、支援措置が追加されたことも踏まえ、あえて申請書に「困難な事情」の記載を求めることはせず、4 月以降の登録申請を可能とする対応を行うこととする。

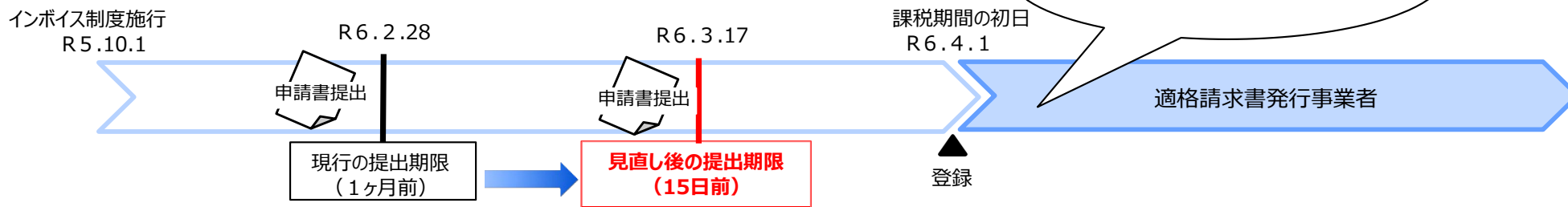


適格請求書等保存方式に係る登録手続の見直し（案）

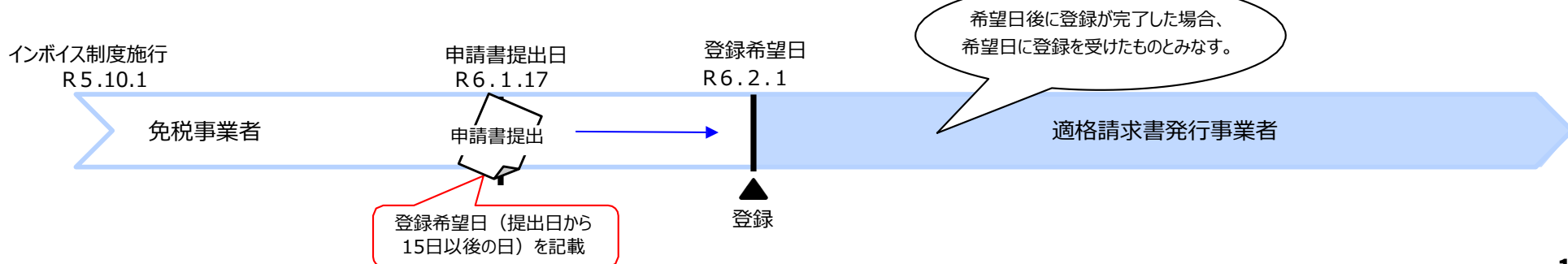
【見直し案】

- 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を申請する場合において、課税期間の初日から登録を受ける場合、当該課税期間の初日から起算して15日前の日まで（現行 1ヶ月前まで）に申請書を提出しなければならないこととする。
※ 登録を取消す場合の届出書の提出期限についても、同様の見直しを行う。
- 令和 5 年10 月 1 日から令和11 年 9 月30 日の属する課税期間に登録希望日から登録を受けようとする免税事業者は、申請書に登録希望日（提出日から15 日以後の日）を記載するものとする。
- また、実際に登録が完了した日が、課税期間の初日後又は登録希望日後であっても、課税期間の初日又は登録希望日に登録を受けたものとみなすこととする。

① 課税期間の初日から登録を受けようとする場合（例：3 月決算法人）



② 経過措置により課税期間の途中（登録希望日）から登録を受けようとする場合



本日のまとめ

【特例のポイント】

- 2割特例を適用すれば負担軽減！
- 登録申請手続が柔軟に！「困難な事情」は記載不要！



インボイス登録事業者になったほうがいいのか
な？ 免税事業者のままでいるのがいいのか？

⇒宮崎先生に聞いてみましょう！